

令和3年度第3回筑西市農業委員会総会議事録

1、開催日時 令和3年6月3日（木）午後1時30分 から 午後3時00分

2、開催場所 筑西市役所 4階 全員協議会室

3、出席委員（24人）

| | | | | |
|---|---|-----|-----|-----|
| 会 | 長 | 20番 | 水柿 | 重壽 |
| 委 | 員 | 1番 | 水越 | 修一 |
| | | 2番 | 柴 | 保 |
| | | 3番 | 栗島 | 和子 |
| | | 4番 | 飯泉 | 孝 |
| | | 5番 | 寺内 | 美雄 |
| | | 6番 | 岩渕 | 進 |
| | | 7番 | 齊藤 | 秀樹 |
| | | 8番 | 稲見 | くに子 |
| | | 9番 | 國府田 | 喜久男 |
| | | 10番 | 秋山 | 員宏 |
| | | 11番 | 大林 | 富子 |
| | | 12番 | 赤城 | 美子 |
| | | 13番 | 齊藤 | 一弥 |
| | | 14番 | 宮崎 | 亨 |
| | | 15番 | 関口 | 均 |
| | | 16番 | 蓮沼 | 俊男 |
| | | 17番 | 宮山 | 繁治 |
| | | 18番 | 栗島 | 菊雄 |
| | | 19番 | 永井 | 尚子 |
| | | 21番 | 高島 | 敏男 |
| | | 22番 | 小野田 | 勝男 |
| | | 23番 | 瀬端 | 洋 |
| | | 24番 | 坂入 | 進 |

4、議事日程

1、開会

2、議事録署名委員の指名

3、議案

議案第 18 号 農地法第3条の規定による許可について

議案第 19 号 農地法第5条の規定による許可について

議案第 20 号 農地法第5条の規定による許可後の承継を伴う事業計画
変更申請について

議案第 21 号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請（
一時転用）について

議案第 22 号 現況確認証明（非農地証明）について

4、報告

報告第 10 号 農地法第3条第1項第13号の規定による届出について

報告第 11 号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

報告第 12 号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について

5、閉会

5、農業委員会事務局職員

事務局長

田所 秀一

農地調整課長

菊地 雄一

農地調整課庶務調整グループ課長補佐

高島 満

農地調整課庶務調整グループ係長

渡邊 静香

農地調整課庶務調整グループ主任

倉持 寿和

農地調整課庶務調整グループ主事

信田 啓太

6、会議の概要

議長

それでは、只今より、令和3年度第3回筑西市農業委員会定例総会を開会いたします。

只今の出席委員は、23名であります。よって定足数に達していますので会議は成立いたします。

会議書記に、農業委員会事務局の田所局長、菊地課長、高島補佐、渡邊係長、倉持主任、信田主事の諸君を指名いたします。

本日の日程は、お手元に配布したとおりであります。

なお、会期は、本日1日といたします。ご了承を願います。

次に日程第2、議事録署名委員の指名を行います。

筑西市農業委員会会議規則第12条第2項の規定により、7番 齊藤秀樹委員と8番 稲見くに子委員、以上2名を本会議の議事録署名委員に指名いたします。

次に、日程第3、議案第8号「農地法第3条の規定による許可について」を上程いたします。

それでは、議案について、事務局より説明願います。

信田主事より説明いたします。

事務局長
信田主事

議案第18号、農地法第3条の規定による許可について、令和3年6月3日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。

番号1番、2番は保留となります。

番号：3番、譲受人：筑西市八幡、譲渡人：筑西市八幡、申請土地の表示：八幡字石橋、台帳地目：畑、現況地目：畑、面積：1,095㎡、契約内容：売買、譲受人の経営面積：522a、従農者数：6（4）、譲渡人の経営面積：29a。

4番、筑西市柳、筑西市新治、細田字上細田、畑、畑、1,324㎡、売買、347a、2（2）、13a。

5番、筑西市樋口、筑西市女方、女方字三才、畑、畑、1,808㎡、外2筆、合計3筆、合計面積3,348㎡、使用貸借、0a、4（2）、280a、新規就農、真岡市の農地1,924㎡についても農地法第3条許可申請がなされております。

6番、筑西市上川中子、筑西市下中山、上川中子字大山、田、田、6,641㎡、売買、1,803a、4（1）、210a、持分の全部移転。

7番、筑西市上川中子、筑西市下中山、上川中子字大山、田、田、3,672㎡、売買、1,803a、4（1）、37a、持分の全部移転。

8番、筑西市上川中子、東京都世田谷区梅丘1丁目、上川中子字大山、畑、畑、6,630㎡、売買、1,803a、4（1）、210a、持分の全部移転。申請土地がもう一筆ございます。上川中子字高田、田、田、334㎡、合計面積6,964㎡、売買、1,803a、4（1）、5a。

9番、筑西市一本松、筑西市一本松、一本松字八幡台、畑、畑、991㎡、交換、120a、2（2）、217a。

10番、筑西市一本松、筑西市一本松、一本松字吉田、畑、畑、485㎡、外1

筆、合計2筆、合計面積875㎡、交換、217a、6(2)、120a。

11番、筑西市木戸、水戸市上国井町、木戸字堀込、田、田、1,858㎡、売買、2,928a、4(1)、304a。

12番、筑西市小川、水戸市上国井町、小川字空拓山、田、田、991㎡、外9筆、合計10筆、合計面積9,434㎡、売買、1,296a、4(1)、304a。

13番、筑西市辻、水戸市上国井町、辻字長沼、田、田、7,481㎡、売買、1,194a、9(3)、304a。

14番、筑西市玉戸、筑西市玉戸、玉戸字山ヶ島、畑、畑、1,110㎡、賃貸借、24a、4(2)、140a。

15番、筑西市玉戸、筑西市玉戸、玉戸字西新田、畑、畑、2,127㎡、売買、24a、4(2)、32a。

16番、筑西市茂田、筑西市深見、深見字館野、山林、畑、1,182㎡、売買、1,234a、1(1)、0a。

次のページをお願いいたします。

17番、筑西市船玉、筑西市船玉、船玉字源次郎、畑、畑、213㎡、外1筆、合計2筆、合計面積467㎡、売買、113a、7(3)、5a。

18番、筑西市築地、筑西市築地、東保末字前畑、田、田、6,693㎡、外12筆、合計13筆、合計面積21,502㎡、一括贈与、同一世帯、5(2)、215a。

19番、筑西市下野殿、筑西市下野殿、下野殿字古新田、畑、畑、539㎡、外3筆、合計4筆、合計面積5,243㎡、賃貸借、7a、2(1)、163a。

20番、筑西市飯島、筑西市一本松、一本松字吉田、畑、畑、452㎡、外11筆、合計12筆、合計面積6,277㎡、賃貸借、0a、2(1)、4,547a、新規就農。

21番、筑西市猫島、筑西市猫島、猫島字野木内、畑、畑、1,052㎡、外14筆、合計15筆、合計面積15,962㎡、贈与、同一世帯、5(3)、166a。

22番、筑西市猫島、筑西市猫島、猫島字猫手、畑、畑、992㎡、交換、180a、4(1)、49a。

23番、筑西市猫島、筑西市猫島、猫島字猫手、畑、畑、989㎡、交換、49a、7(1)、180a。

24番、筑西市猫島、筑西市猫島、猫島字猫手前、畑、畑、773㎡、賃貸借、49a、7(1)、180a。以上です。

議長

只今、事務局より説明がありました。

ここで、調査委員の報告を3番よりお願いします。

蓮沼俊男
委員

16番、蓮沼です。

先月の28日に書類審査をいたしました。その後、双方に聞き取りをしました。まず3番ですが、渡人は規模の縮小ということで、近所の受人の方を買って貰ったという案件です。次に4番ですが、渡人は健康上の理由から土地を手離したいということで、昔からの友人である受人に買って貰ったという案件です。双方とも許可相当と思われませんが、皆様のさらなる審議をよろしく願いいたします。以上です。

議 長

5 番をお願いします。

瀬端洋
委 員

23 番、瀬端でございます。

ご報告申し上げます。先月 5 月 27 日に書類審査を行いまして、翌日、申請人双方に電話確認をいたしました。申請人によりますと、親戚でございまして、土地を探しており、使用貸借ということで設定期間 3 年で借り受けるというお話でございました。何ら問題なく許可相当かと思われまじけれども、皆様方の更なるご審議の程をよろしくお願いいたします。

議 長

6 番をお願いします。

水越修一
委 員

1 番、水越です。

6 番と 7 番と 8 番について報告いたします。去る 27 日に書類審査をいたしました。書類上、問題はございません。6 番、7 番、8 番共に、受人は同一耕作者です。受人、渡人に電話で確認したところ、渡人については、耕作はしてなくて、現在、受人が耕作しているということであり、売買になったということでもあります。なお、この集落については、昔から共有地という部分がありまして、その共有地について、集落の中できちんと一筆ごとに換地しようという機運が盛り上がって、本件になったということが確認できました。前向きな案件であり、問題ないと思われまじけれども、皆様のご審議をお願いいたします。

議 長

9 番をお願いします。

関口均
委 員

15 番、関口です。

9 番と 10 番について説明いたします。先月 27 日に書類審査、その後、電話で聞き取り調査をいたしました。畑の交換ということで関連性があるもので、10 番の受人にお聞きしたら、作業所の隣にあった土地を借りて、粗糠などを置いて使用していました。今回当時の約束で、交換ということになったそうです。問題もなく許可相当と思われまじけれども、皆様のご審議をお願いいたします。以上です。

議 長

11 番をお願いします。

齊藤一弥
委 員

13 番、齊藤です。

11 番と 13 番を報告いたします。27 日、書類審査をいたしまして、その後譲渡人両名とも直接お会いする機会がありましたので、確認しましたところ、以前からお借りして耕作していた土地を買っていただけないかという話がありまして、振興公社を通しての売買になったそうです。両名とも地域の担い手の方ですので、問題ないと思われまじけれども、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

12番をお願いします。

瀬端洋
委員

23番、瀬端でございます。

先月27日に書類審査を行いまして、後日、受人の方に電話をしまして確認をいたしました。渡人は、県の振興公社でありますので何の問題もなく、また受人の方は、担い手として規模拡大を図っている地域のリーダーでございます。何ら問題なく許可相当かと思われませんが、皆様方の更なるご審議の程をよろしくお願いしたいと思っております。

議長

14番をお願いします。

國府田
喜久男
委員

9番、國府田です。

14番、15番をご報告いたします。27日に書類審査をいたしました。ただここで問題なのは、前にもありましたとおり、出ない電話というのがありますが、今回の場合は、電話番号が使われていないということでしたので、これをもって、書類審査を通した方がいいのかどうか、今後の課題だと思います。やはり、出る電話、使われている電話でないとこれは不備じゃないかと思っておりますので、申請する時に十分、事務局でも使われているかどうかは確かめた方がいいと思います。また、事務局の方で気が付いて、事前に現場を見てくれないかということで、見てきました。ところが、篠竹の山は急いで刈った様子があったのですが、細い木や太い木は3本位生えていまして、現状がとても畑という状況ではなかったので、これはちょっと問題だなと思いました。しかし急遽、昨日の時点になって、木は間違いなく伐採しますというような確約書を取り、提出されたそうなので、何とか。昨日までは、これは許可できない方がいいかなと思ったのですが。昨日の時点で提出されたそうなので、許可相当と思われまして。皆様のご審議をお願いします。以上です。

議長

16番をお願いします。

高島敏男
委員

21番、高島です。

案件の16番、19番、20番の報告をいたします。先月の27日に書類審査をいたしました。その後、電話にて確認もいたしました。まずナンバー16ですが、受人の土地の続きに渡人の畑がありまして、どうしても譲ってくれないかと頼まれたそうです。受人の方は農園法人ですので、問題なしと考えます。またナンバー19ですが、受人の方は元サラリーマンで、どうしても野菜を作りたいという強い意志があつて、渡人に話をしたところ、現在渡人は、耕作をしているわけではなく、耕作をして貰っている状況なので、快く土地を貸したそうです。またナンバー20ですが、受人は工務店をやりながら、これもやはり農業をしてみたいという強い要望がありまして、渡人に話したところ、協力するからやってみなよということで、新規就農することとなったそうです。渡人の方は、農機具も私のを使っていていいからという条件で、話をまとめたそうです。ナンバ

一16、19、20は、書類審査にも問題なく許可相当と思われます。更なる皆様方のご審議の程をよろしく申し上げます。以上です。

議長 17番をお願いします。

栗島和子 3番、栗島です。

委員 17番についてご報告いたします。先月の27日に書類審査を行いました。後日電話で受人渡人に確認をしましたところ、申請に間違いがないということでした。渡人は、高齢になり今後は農業が続けられないため規模縮小し、また受人は、近所でもありまして規模拡大ということで、問題ないと思われませんが、更なる皆様方のご審議をよろしく申し上げます。

議長 18番をお願いします。

齊藤秀樹 7番、齊藤がご説明いたします。

委員 18番、21番、22番、23番、24番についてご説明いたします。先月28日に書類の確認とその後、それぞれに電話にて本人確認いたしました。まず18番についてですが、こちらは親子での贈与でありまして、渡人が高齢になったため、受人に贈与したいという案件でした。続きまして21番ですが、こちらも親子間の贈与の申請になります。同じく、渡人が高齢になったため、受人に贈与したいという案件でした。続きまして22番、23番、24番なんですが、こちら受人渡人それぞれ入り乱れているのですが、本家と分家の関係にありまして、交換、賃貸借ということなんですけれども、農作業の効率を上げるために、それぞれ交換であったり、賃貸借で土地を借りたりということでの申請であります。すべて書類に問題もなく許可相当と思われますが、更なる皆様のご審議をよろしく申し上げます。以上です。

議長 調査委員よりの報告は、以上でございます。
ご質疑がありましたらお願いします。

委員 「異議なし」

議長 異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。

議案第18号を採決いたします。

議案第18号を原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって議案第18号は原案どおり許可することに、決しました。

事務局長
倉持主任

次に、議案第 19 号「農地法第 5 条の規定による許可について」を上程いたします。

議案について、事務局より説明願います。

倉持主任より説明いたします。

議案第 19 号、農地法第 5 条の規定による許可について、令和 3 年 6 月 3 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。

番号 1 番及び 2 番は保留となります。

番号 3 番、譲受人:筑西市船玉、譲渡人:筑西市船玉、申請土地の表示:船玉字下宿、台帳地目:畑、現況地目:畑、面積:446 m²、契約内容:使用貸借、転用目的:車両置場。

申請地は、県道結城下妻線の南側約 17m、舟玉川島停車場線の西側約 267m に位置する、農業公共投資のされていない小集団の第 2 種農地です。候補地の検討がされております。申請者は市内に本店を置く自動車整備業等を営む法人です。今般、業績が安定しており、事業拡大に伴い、既存の置場では手狭であることから、新たな車両置場を設けるべく申請するものです。

4 番、筑西市布川、筑西市西方、西方字新畑、畑、畑、499 m²、売買、自己住宅。

申請地は、県道筑西三和線の北側約 220m、国道 294 号線の西側約 1.3km に位置する、広がりのある農地の第 1 種農地です。周囲に 6 戸連担が確保できます。申請者は現在、市内の借家にて妻の 2 人で居住しております。婚姻に伴い独立した生活を考え住宅を建築するものです。

5 番、大阪市中央区道修町一丁目、筑西市折本、折本字板堂、山林、畑、1,223 m²、売買、太陽光発電設備。

申請地は、真岡鐵道真岡線 樋口駅の南側約 255m、国道 294 号線の東側約 143m に位置する、300m 以内に鉄道の駅を存する第 3 種農地です。申請者は、大阪府大阪市に本店を置く太陽光発電事業を営む法人です。発電設備を設置するにあたり、安定した売電収入を確保すべく申請地が適地と判断し、申請するものです。

6 番、筑西市門井、筑西市門井、門井字井戸神、畑、畑、319 m²、売買、自己住宅。

申請地は、国道 50 号線の北西側約 105m、筑西市立新治小学校の西側約 724m に位置する、広がりのある農地の第 1 種農地です。周囲に 6 戸連担が確保できます。申請者は現在、市内の借家にて妻の 2 人で居住しております。独立した生活を考え、実家に近く利便性がよい当該地に住宅を建築するものです。

7 番、筑西市西方、筑西市西方、西方字南原、畑、畑、500m²、売買、自己住宅。

申請地は、関東鐵道常総線 大田郷駅の北東側約 305m、筑西市立大田小学校の南東側約 335m に位置する、鉄道の駅から 500m 以内の第 2 種農地です。申請者は現在、実家にて妻と子の 4 人で同居しております。子の成長に伴い手狭であることから住宅を建築するものです。

8 番、筑西市嘉家佐和、神奈川県中郡二宮町緑が丘三丁目、嘉家佐和字滝ノ台、畑、畑、329 m²、売買、駐車場。

申請地は、県道谷和原筑西線の東側約 223m、国道 294 号線の西側約 680m に位置する、広がりのある農地の第 1 種農地です。周囲に 6 戸連担が確保できます。申請者は劇団の代表者であり、これまで公共施設で練習や集会を行ってまいりました。しかしながら、使用料が負担となっていたため今般、申請者の自宅兼事務所で練習等を行うこととなり、事務所の向かいに会員が停める駐車場を設けるべく申請するものです。

9 番、筑西市西方、筑西市西方、西方字源谷久保、畑、畑、491 m²、売買、自己住宅。

申請地は、関東鉄道常総線 大田郷駅の東側約 200m、筑西市立大田小学校の南東側約 486m に位置する、300m 以内に鉄道の駅を存する第 3 種農地です。申請者は現在、実家にて妻と子の 4 人で同居しております。子の成長に伴い手狭であることから住宅を建築するものです。

10 番、結城市大字小田林、桜川市真壁町飯塚、辻字西原、畑、畑、1,301 m² 譲渡人がもう一人おります。筑西市下野殿、辻字西原、畑、畑、1,301 m²、合計 2 筆、合計面積 2,602 m²、売買、車両置場。

申請地は、筑西市関城体育館の北側約 808m、茨城県企業局県西水道事務所の南南東側約 365m に位置する、農業公共投資のされていない小集団の第 2 種農地です。候補地の検討がされております。申請者は結城市内で中古自動車販売業を営んでおります。今般、業績が安定しており、既存の置場では手狭であることから、新たな車両置場を設けるべく申請するものです。以上です。

議 長

只今、宮崎委員が出席いたしました。

事務局より説明がありました。

ここで、調査委員の報告を 3 番よりお願いします。

栗島菊雄
委 員

18 番、栗島です。

3 番をご報告申し上げます。先月の 27 日に関城地区の委員全員で書類審査、並びに現地調査をしてまいりました。事務局の説明のとおり、申請は車両置場ということで、面積的には事業の中からすれば狭いようなんですが、話に聞きましたら、今現在の事務所から、直線距離にして 100m 位かな。今回の場所が。事業の車両を置きたいということなので、それではこの位の面積があれなのかなということで、判断してまいりました。関城地区全員で許可相当ではないかという判断になりましたので、ご報告申し上げます。以上です。

議 長

4 番をお願いします。

高島敏男
委 員

21 番、高島です。

先月 27 日に書類審査、現地確認をしました。この案件の 4 番についてご報告をいたします。受人は現在、アパート暮らしで手狭となったために、自己住宅を考えたそうです。父に相談したところ、父の知人が売ってもいいよという畑があり、決まったそうです。渡人の方も、現在他人に耕作して貰っている所なので、少しずつ農地を減らしていきたいと思っていたところなので、よかったというようなことでした。現地確認も書類にも不備がなく、許可相当と判断いたしました。更なるご審議の程をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長

5 番をお願いします。

飯泉孝
委 員

4 番、飯泉です。

5 番を報告いたします。先月、書類審査、また現地の確認を行いました。渡人は、畑を処分したいということであり、また受人は、太陽光発電事業の会社でございまして、問題ないかと思われまます。皆様方の更なるご審議の程をお願い申し上げます。以上です。

議 長

6 番をお願いします。

稲見
くに子
委 員

8 番、稲見です。

6 番についてご報告いたします。5 月 28 日に書類審査並びに現地調査を行いました。また後日、受人渡人双方に電話確認をいたしました。受人は現在、渡人のアパートに住んでおります。長年、アパートに住んでいるため自分の家を持ちたいということで、アパートの持ち主の土地を買い、家を建てたいということでした。近くに家もあり 6 戸連担も取れ、書類に何ら問題もなく許可相当かと思いますが、皆様の更なるご審議、よろしくお願いいたします。以上です。

議 長

7 番をお願いします。

水越修一
委 員

1 番、水越です。

7 番について報告します。7 番については、受人は現在、病気の母親と親子で住んでおりますが、子供が大きくなったため手狭になったということであり、現在の実家の隣地を購入して、自宅を建てるということとございまして。渡人にも確認いたしました。その旨、間違いはないという回答を得ましたので何ら問題ないと思われまます。皆様のご審議をお願いいたします。以上です。

議 長

8 番をお願いします。

大林富子

11 番、大林です。

委員 8番と9番についてご報告いたします。まず8番については、先月の27日に書類審査及び現地調査を実施いたしました。現地の状況は畑であり、また譲受人、譲渡人の双方に電話で確認したところ、契約内容に間違いがないということでしたので、この書類に問題はなく許可相当と判断しますが、皆様の更なるご審議をお願いいたします。続きまして9番について、やはり先月の27日に書類審査及び現地調査を実施いたしました。現地の状況は畑であり、また譲受人、譲渡人の双方に電話で確認したところ、契約内容に間違いがないということでしたので、この申請は許可相当と判断しますが、皆様の更なるご審議をお願いいたします。以上です。

議長 10番をお願いします。

宮崎亨 14番、宮崎です。遅れて申し訳ありませんでした。

委員 5月27日に関城地区の委員全員で、書類審査、現地確認を行いました。その後、電話にて受人渡人双方に確認いたしました。受人は、現在使用している車両置場が手狭となり、広い場所を求めているということで、今回の申請地に決めたということでした。渡人につきましては、今後、農業をする意思があまりなく、ぜひ譲りたいということでありましたので、許可相当かと思われませんが、皆様のご審議の程をよろしくお願い申し上げます。

議長 調査委員の報告は、以上でございます。
ご質疑がありましたら、お願いします。

委員 「異議なし」

議長 異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。

議案第19号を採決いたします。

議案第19号は、30a以下の農地転用事案となりますので、県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとする、及び、原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって議案第19号は、農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとし、原案どおり許可することに、決しました。

次に、議案第20号「農地法第5条の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請について」を上程いたします。

議案について、事務局より説明願います。

事務局長
倉持主任

倉持主任より説明いたします。

議案第 20 号、農地法第 5 条の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請について、令和 3 年 6 月 3 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。

番号：1 番、承継者：東京都台東区東上野三丁目、当初事業者：東京都中央区佃一丁目、申請土地の表示：成井字成井耕地、台帳地目：畑、現況地目：畑、面積：2,307m²、許可年月日：令和 3 年 1 月 8 日、変更理由：新型コロナウイルスの影響で投資資金に影響があり、事業が遂行できなくなったため。

申請地は、県立明野高等学校の南西側約 920m、県道下妻真壁線の北西側約 670m に位置する、農業公共投資のされていない小集団の第 2 種農地です。候補地の検討がされております。本申請は、太陽光発電設備を目的とした転用の許可処分を行っております。当初計画者が法第 5 条の許可を受けた転用に係る事業計画の不能により、他の者が当該計画に係る土地の全部を承継して転用事案を実施する場合に該当しております。以上です。

議 長

只今、事務局より説明がありました。
ここで、調査委員の報告をお願いします。

齊藤秀樹
委 員

7 番、齊藤がご説明いたします。

こちらなのですが、1 月に総会で許可された案件の事業者の変更となるのですが、変更前と同様に太陽光発電開発の事業者の変更ですので、何ら問題ないと思われませんが、更なる皆様のご審議をよろしくをお願いいたします。

議 長

調査委員の報告は、以上でございます。
ご質疑がありましたら、お願いします。

委 員

「異議なし」

議 長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。

議案第 20 号を採決いたします。

議案第 20 号は、許可後の承継を伴う事業計画の変更でありますので、県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとする、及び原案どおり事業計画変更の承認書を発行することに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって議案第 20 号は、県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとし、原案どおり承認書することに、決しました。

次に、議案第 21 号「農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請（一時転用）について」を上程いたします。

議案について、事務局より説明願います。

事務局長
倉持主任

倉持主任より説明いたします。

議案第 21 号、農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請（一時転用）について、令和 3 年 6 月 3 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。

番号 1 番、譲受人：神奈川県平塚市夕陽ヶ丘、譲渡人：筑西市関本下、申請土地の表示：関本中字藤ノ木、台帳地目：田、現況地目：雑種地、面積：606 m²、外 2 筆、小計 3 筆、小計面積：2,192 m²。譲渡人がほかに 10 名おります。申請する土地が 11 筆ございまして、すべて関本中字藤ノ木となります。合計 14 筆、合計面積：11,758 m²、転用目的：表土置場及び製品・原石置場、変更前期間：平成 30 年 6 月 18 日から令和 3 年 6 月 17 日、変更後期間：令和 3 年 6 月 18 日から令和 6 年 6 月 17 日。

申請地は、県道筑西三和線の北西側約 19m、県道結城下妻線の西南西側約 911 m に位置する、農振農用地区域内の農地です。申請人は、神奈川県平塚市に本店を置き、栃木県小山市で砂利採取を行う法人です。発生した表土、原石及び製品をストックするための敷地を確保すべく、申請するものです。本件は、平成 30 年 6 月 18 日から令和 3 年 6 月 17 日までに変更した一時転用の期間を、令和 3 年 6 月 18 日から令和 6 年 6 月 17 日までの期間に延長する計画となっております。以上です。

議 長

只今、事務局より説明がありました。
ここで、調査委員の報告をお願いします。

栗島菊雄
委 員

18 番、栗島です。

やはり 27 日に関城地区の委員全員で、書類審査、現地確認をしてみました。事業主と渡人両方に確認をとりました。譲受人もまだまだここで事業を継続したいということで、現在の事業、表土置場の一時転用が必要ということで、期限が令和 3 年 6 月 17 日に切れますので、延長継続をしたいということで、今回の申請になりました。許可相当ではないかと思しますので、皆様方のご審議をよろしく願います。

議 長

調査委員の報告は、以上でございます。
ご質疑がありましたら、お願いします。

委 員

「異議なし」

議 長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。

議案第 21 号を採決いたします。

議案第 21 号は、許可後の事業計画の変更でありますので、県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとする、及び原案どおり事業計画変更の承認書を発行することに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって議案第 21 号は、県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとし、原案どおり承認書することに、決しました。

次に、議案第 22 号「現況確認証明（非農地証明）について」を上程いたします。

議案について、事務局より説明願います。

倉持主任より説明いたします。

議案第 22 号、現況確認証明(非農地証明)について、令和 3 年 6 月 3 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。

番号 1 番、申請人:筑西市川澄、申請土地の表示:川澄字稻荷宿東、台帳地目:畑、現況地目:宅地、面積:40m²、現況:住宅敷地。

申請地は、国道 50 号線バイパスの南側約 130m、道の駅 グランテラス筑西の西側約 200m に位置する土地です。平成 10 年には、農地ではないとして、航空写真を添付し証明願が出されております。

2 番、桜川市真壁町亀熊、川連字本須、畑、宅地、186 m²、自己住宅。

申請地は、県道筑西つくば線の南南西側約 272m、筑西市立嘉田生崎小学校の東北東側約 1.1km に位置する土地です。平成 10 年には、農地ではないとして、航空写真を添付し証明願が出されております。

3 番、守谷市百合ヶ丘二丁目、上野字東郷、畑、宅地、1,492 m²、自己住宅。

申請地は、県道結城下妻線の南西側約 487m、県道筑西三和線の南東側約 841m に位置する土地です。平成 13 年には、農地ではないとして、課税証明書を添付し証明願が出されております。

4 番、筑西市舟生、東榎生字東坪、畑、宅地、130 m²、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 199 m²、住宅敷地。

申請地は、筑西市立養蚕小学校の南側約 1 km、県道筑西つくば線の西側約 770m に位置する土地です。平成 13 年には、農地ではないとして、課税証明書を添付し証明願が出されております。

5 番、筑西市桑山、桑山字九番耕地、畑、宅地、970 m²、作業所。

申請地は、県道石岡筑西線の北側約 122m、県道つくば真岡線の東側約 16m に位置する土地です。平成 10 年には、農地ではないとして、航空写真を添付し証明願が出されております。

6 番、筑西市上平塚、上平塚字村北、畑、宅地、465 m²、住宅敷地。

事務局長
倉持主任

申請地は、筑西市下館総合体育館の北側約770m、県道真岡筑西線の南側約530mに位置する土地です。平成11年には、農地ではないとして、家屋所在証明書を添付し証明願が出されております。

7番、筑西市海老江、二木成字弁天、畑、宅地、677㎡、事務所敷地。

申請地は、茨城県筑西合同庁舎の北側約500m、JR水戸線下館駅の南南西側約935mに位置する土地です。昭和55年には、農地ではないとして、航空写真を添付し証明願が出されております。

8番、筑西市中館、中館字本田、畑、宅地、135㎡、倉庫敷地。

申請地は、茨城県立下館第二高等学校の北側約1km、国道294号線の東側約415mに位置する土地です。平成6年には、農地ではないとして、航空写真を添付し証明願が出されております。以上です。

議長

只今、事務局より説明がありました。

ここで、調査委員の報告を1番よりお願いします。

飯泉孝
委員

4番、飯泉です。

1番と2番、4番をご報告いたします。先月、書類審査、現地の確認を行いました。まず1番ですが、宅地内にある畑となっている所を進入路として利用してしまっていて、20年以上経過していることから問題ないかと思われます。また2番、4番ですが、こちらはどちらも現在、空き家なんですけれども、宅地内に残っている畑を、住宅敷地として利用していたということであり、調査に当たった農業委員、農地利用最適化推進委員全員が非農地証明発行相当と判断いたしました。皆様方の更なるご審議の程をよろしくお願い申し上げます。以上です。

議長

3番をお願いします。

栗島菊雄
委員

18番、栗島です。

やはり27日に書類審査、現地確認をしてみました。申請人は、まだ相続したばかりで、まさか自分の住んでいる所が農地であるということを知らなかったようなんですが、宅地並課税もされており、今後の為にぜひここで改めたいということなので、許可相当ではないかということで、判断してみました。よろしくお願いします。

議長

5番をお願いします。

蓮沼俊男

16番、蓮沼です。

委員

5番について、ご報告いたします。28日に協和地区全員の委員さんと、書類審査と現地確認をいたしました。現地は、工場の敷地として20年以上前から使用されていて、現在は、約2年位前から工場は閉鎖されたままで、そのまま建物が残っている状況で、非農地証明は許可相当ではないかと、全員で判断いた

しました。更なる審議をよろしくお願いいたします。

議 長

6 番をお願いします。

國府田

9 番、國府田です。

喜久男

27 日に書類審査の後、委員全員で現地確認をいたしました。申請地は、どう見ても畑とは言えず、全員が許可相当だろうという判断をしました。更なる皆様のご審議をお願いしたいと思います。

委 員

議 長

7 番をお願いします。

関口均

15 番、関口です。

委 員

7 番について説明いたします。やはり先月 27 日に書類審査をし、その後、現地確認を行いました。現地は、旧 294 号線沿いで、事務所が建っていきまして、この前の南側、駐車場の所ということです。既に 20 年以上は経過しており、非農地証明は妥当と思われませんが、更なる皆様のご審議をお願いいたします。以上です。

議 長

8 番をお願いします。

大林富子

11 番、大林です。

委 員

先月の 27 日に、書類審査及び現地調査を行いました。現地の状況は、倉庫敷地であり、航空写真等により 20 年以上経過しており、内容が確認できるものでした。したがって、非農地の証明は許可相当と判断しますが、皆様の更なるご審議をお願いいたします。以上です。

委 員

調査委員の報告は、以上でございます。

ご質疑がありましたら、お願いします。

議 長

「異議なし」

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。

議案第 22 号を採決いたします。

議案第 22 号は、原案どおり現況確認証明（非農地証明）を発行することに、賛成の委員は挙手を願います。

（挙手全員）

挙手全員。よって議案第 22 号は、原案どおり現況確認証明（非農地証明）を発行することに、決しました。

次に、日程第4、報告第10号から第12号を、事務局より説明願います。

事務局長
菊地課長

菊地課長より、説明いたします。

報告第10号、農地法第3条第1項第13号の規定による届出について、令和3年6月3日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。

公益社団法人茨城県農林振興公社が農地中間管理機構の特例事業のために売買により農地を取得するものです。届出件数は2件です。

つづきまして報告第11号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、令和3年6月3日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。

市街化区域内の権利移動に伴う農地転用届出です。自己住宅2件、太陽光発電設備1件、合計3件です。

つづきまして報告第12号、農地法第18条第6項の規定による通知の報告について、令和3年6月3日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。

農地法第18条第6項の規定に基づく合意解約について通知があったものです。報告件数は3件です。報告は以上です。

議 長

只今、事務局より報告がありました。この件につきましては、報告でございますので、ご了承願います。

議案はこれで全て議了いたしました。

これにて令和3年度第3回筑西市農業委員会定例総会を閉会といたします。

総会会議の顛末を記録し、その公平なることを証して議長は議事録署名委員とともに署名する。

令和3年6月3日

議 長

署名委員

署名委員